

466

損壊状況に応じて返済を一部返済免除する住宅ローンの提供

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
株式会社常陽銀行 【平成 30 年】	1050001001231	その他防事業者 【金融業，保険業】	茨城県

- 常陽銀行は、洪水や竜巻などの自然災害にあった顧客の生活再建を支援する「自然災害時返済一部免除特約付住宅ローン」の取扱いを、平成 28 年 9 月 15 日より開始した。
- 平成 24 年 5 月に茨城県つくば市等で発生した竜巻による被害、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨による河川氾濫など、近年、茨城県内において、大きな自然災害が発生している。そこで、同行は、東京海上日動火災保険会社株式会社と共同開発により、自然災害による被災時の負担軽減や県内への移住を検討している方々に対し、「自然災害時返済一部免除特約付住宅ローン」の開発を行った。
- 同商品は、契約者が自然災害で一定以上の住宅損壊を被った場合には、建物の損壊状況に応じて返済を免除することとし、住宅に係る二重ローンの発生を抑制する仕組みとした。同商品の契約者は、通常の住宅ローンに 0.05%を加えた金利を上乗せする一方、損害保険会社と契約を結び、免除額を充てるスキームとしている。